防災基本計画の修正について

近年発生した災害の状況や、中央防災会議における審議等を踏ま え、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項に基 づき、次のとおり防災基本計画の修正を行う。

1. 防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施

近年発生した災害の状況等を踏まえ、防災上の重点課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させるとともに、それらの重点課題について、措置状況をフォローアップする。

2. 国民運動の戦略的な展開

防災における自助・共助の重要性を踏まえ、国民運動を強力に推進するために、重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行う。

3. 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

4. 企業防災の促進のための条件整備

大規模災害においても経済活動が停滞することのないよう、 企業の事業継続計画の策定を強力に進めるため、そのような企 業の取組みを積極的に支援することを目的とした情報提供体制 等の条件整備を行う。

5. 被災地の復興支援強化

被災者生活再建支援法の改正を踏まえ、被災者の生活再建を 支援し、被災地の速やかな復興を図る。

6. 緊急地震速報の本格導入

緊急地震速報の確実な発表、迅速な伝達体制の整備を図り、防災訓練のシナリオへの活用、国民への普及・啓発等に努める。

7. 新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化 新潟県中越沖地震の教訓を踏まえ、原子力事業者の自衛消防 体制を整備するとともに、周辺住民への迅速かつわかりやすい 情報提供や在外公館を通じた情報提供の体制を強化する。

8. その他

- 中央省庁の業務継続計画の策定
- 各種地震防災対策の進展、震度観測網の維持・整備
- ・噴火警報、噴火警戒レベルの導入
- ・竜巻等突風の観測体制の整備、予測情報の提供・解説



